井戸水を利用している皆様へ

井戸水は自然環境の影響や土壌汚染の影響を受けやすく、 水質も刻々と変化し、飲用水として安全とはいえません。



◆飲用には水道水を利用しましょう。

・・水道水を利用することが最も安全です。上水道からの給水が可能な場合は、上水道に切り替えることを おすすめします。



・水道水と併用している方は、井戸水を洗車や植木の水やりなどの雑用水として利用しましょう。

※上水道への切り替えは、群馬東部水道企業団(館林支所 TEL80-3201)にご相談ください。

◆井戸水を飲用する場合は、定期的に水質検査をしましょう。

- 〇井戸水を初めて設置するときは、飲用できるかどうかの判断
 - ・水道法に基づく水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認しましょう。
- ○水質変化の有無を確認する定期検査の実施
 - ・水質は絶えず変化するので、1年に1回は水質検査をしましょう。







◆水質検査の結果、水質基準を超過している項目がある等、井戸水が汚染されていることが判明した場合はご報告ください。

※水質基準のうち、人の健康の保護に関する項目(カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、 六価クロム、シアン、フッ素、ホウ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベン ゼン、四塩化炭素、1,4 ジオキサン、シスー1,2 ジクロロエチレン及びトランスー1,2 ジクロ ロエチレン、ジクロロメタン等)が検出された場合は、水質基準以下であってもご報告くだ さい。

◆水道水質基準

・水道法で定められた飲用水として適しているかどうかを判定する基準。

現在は、下記の51項目の基準が設定されています。アンダーラインの項目のほか、地下水調査等で汚染が心配される項目は、定期的に井戸水の水質検査を実施しましょう。

		生涯にわたって連続的に水道水を摂取しても人の健康に影響が生じな
水質基準		い水準に基づき、安全性を十分に考慮して基準値が設定されています。
(51項目)		<u>一般細菌、大腸菌</u> 、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、
		セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六
	健康に関	価クロム化合物、 <u>亜硝酸態窒素</u> 、シアン化物イオン及び塩化シアン、
	する項目	<u>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</u> 、フッ素及びその化合物、ホウ素及びそ
	(31 項目)	の化合物、四塩化炭素、1,4 ジオキサン、シスー1,2 ジクロロエチレ
		ン及びトランスー1,2 ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラク
		ロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、塩素酸、クロロ酢酸、
		クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総ト
		リハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホル
		ム、ホルムアルデヒド
		生活の支障(着色、濁り、臭い等の原因になる、水道施設の管理上、
		腐食性等の原因になる) が起こらないように考慮して基準値が設定
	生活上の	されています。
	支障に関	亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化
	する項目	合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及
	(20項目)	びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、
		蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2ーメチルイソ
		ボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、 <u>有機物(全有</u>
		機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

☆特に過去の水質検査で検出された項目については、必ず定期検査時に検査を行いましょう。

◆井戸水の飲用に関する相談



館林市役所

市民環境部 地球環境課 環境政策係 TEL 0276-72-4111 (内線 451)